

全労済協会だより

vol.65

CONTENTS

- **2012年度事業計画ダイジェスト** 1
第133回理事会において承認された、全労済協会の2012年度事業計画をご紹介します。
- **第133回理事会および第35回評議員会報告** 3
理事会・評議員会の開催報告です。
- **公募委託調査研究(2009年度採用)** 4
〈地域社会の課題と展望〉
「社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社會基盤整備の制度化に関する日英比較研究」
塚本一郎氏(明治大学経営学部教授)による研究の報告概要です。
- **研究報告誌を刊行しました** 5
●公募研究シリーズ②
「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望～企業福祉との役割分担～」(奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程 川上千佳氏)
- **「協同組合を学ぶ」を出版** 6
協同組合テキスト出版のお知らせです。
- **「いきいきまちづくり研究会」を発足** 6
法政大学現代福祉学部教授 岡崎昌之氏を主査とした新たな研究会を発足しました。
- **全労済協会からのお知らせ** 6
●当面のスケジュール
- **シリーズ慶弔(自治体提携用) 共済 Q&A^⑱** 7
- **2012年度公募委託調査研究の募集のお知らせ** 8
募集テーマ:「絆の広がる社会づくり
～大転換期の日本社会の展望～」

2012年度事業計画ダイジェスト

I. 事業方針

2012年度は、新法人移行計画において定めた一般財団法人への移行に向け、具体的な諸手続きを進める事業年度となります。シンクタンク事業においては今年度の事業計画において定め実行される事業が公益目的支出計画における「継続事業」として重視されること、相互扶助事業の認可特定保険業は一般財団法人への移行をもって認可が行われるため今年度において実施体制を固め認可取得を完了させる必要があることから、この「2012年度事業計画」において定める内容が、今

後の全労済協会における事業のあり方を左右することとなります。

今年度は、前身である全国勤労者福祉振興協会の創立から数えて30周年を迎えます。新法人移行後も勤労者福祉の向上を目指した公益的なシンクタンク事業を展開すると同時に、勤労者同士の助け合いとしての相互扶助事業の活動を通じて、豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう精力的に活動を行います。

II. 公益法人制度改革関連事項

1. 新法人への移行作業

「新法人移行計画」の内容にそって具体的対応を進め、着実な新法人移行を目指します。

(1) 2012年10月を目的に①～③を確定し、2012年度中に一般財団法人(非営利型)への移行のための認可取得を行います。

- ①新法人の役員体制
- ②定款の変更の案および関連諸規程
- ③公益目的支出計画

2. 「新しい全労済協会」づくり

- (1) 独自性を持ったシンクタンク事業の企画・実施(新法人移行後の活動の充実)
- (2) 保険業法再改正に基づく諸対応と、事業実施体制の充実(相互扶助事業の拡大・強化)

3. 行政対応のための体制づくり

新法人移行のための諸申請や公益目的支出計画の策定および認可特定保険業の認可申請のため、関係各部門が連携して対応を進めます。

Ⅲ. シンクタンク事業

1. 取り組みの視点と基本テーマの設定

2012年度の取り組みでは、一般財団法人化に向けての移行準備最終年度となるため、公益目的にかなう勤労者福祉のための事業を積極的に強化・拡大します。そのため、過年度計画を踏まえながら、今後を見据えた長期的ビジョンを意識した単年度計画と位置づけます。なお、長期的ビジョンは、“勤労者の相互扶助思想の啓発と普及により、「人と人との絆」が強固に張り巡らされた社会の実現”を希求する視座から取り組みます。

2012年度シンクタンク事業の「基本テーマ」は、長期的ビジョンに照らしたうえで、また研究テーマをより深く追究する立場から、2011年度の基本テーマ「絆の広がる社会づくり」を継承し研究を発展させることとします。

2. 調査研究活動の強化・拡大

勤労者の生活・福祉や共済活動などの研究や定期的な意識調査を行い、提言・情報発信を行うことで、シンクタンク事業の認知向上と社会貢献に寄与します。

(1) 調査研究活動

- ① 勤労者福祉研究会
- ② 課題別調査研究
- ③ 労働者共済運動研究会
- ④ 生協共済研究会
- ⑤ 受託研究

(2) 調査分析活動

- ① 共済・保険に関する意識調査
- ② 勤労者意識調査の諸準備

(3) 研究支援活動

- ① 公募委託調査研究
- ② 客員研究員の育成支援

(4) 研究普及・教育研修活動

- ① シンポジウム・講演会・研究報告会(研究普及活動)
東京でシンポジウム、東日本大震災復興支援策として宮城・福島で講演会を開催します。
- ② 退職準備研修会(勤労者教育活動)
- ③ 大学寄附講座(一般教育活動)

3. 調査研究体制の強化と広報活動等の推進

マス媒体やインターネットを活用し、幅広く市民・一般勤労者へ向けて地域社会・生活・社会保障情報などの情報発信を行うとともに、国内外の勤労者福祉向上に向けた情報交換や連携・普及を行います。

- (1) 外部研究者との連携強化
- (2) 内部研究員の育成
- (3) 国内外との情報交換と連携
- (4) 情報発信活動の推進

4. 一般勤労者との接点機会強化活動

シンポジウムや講演会などの参加者、シンクタンク事業に関心を持った一般勤労者の方々に対する調査研究の成果情報やシンポジウム・講演会等の開催情報を効率的に発信していきます。

5. 自然災害被災者支援促進連絡会の取り組み

自然災害被災者を救済するための「被災者生活再建支援法」に関連し、必要に応じて諸会議を開催するとともに、勤労者の生活の安定に向けた諸活動に取り組みます。

- (1) 連絡会における緊密な連携
- (2) 自然災害議連との連携強化
- (3) 内閣府(防災)および全国知事会(災害特別対策)との関係強化
- (4) 被災者生活再建支援法に関する調査研究

Ⅳ. 相互扶助事業

1. 認可特定保険業の認可取得(2012年10月目途)

- (1) 認可申請書類の作成・検証
- (2) 事業運営における適切性の確保
 - ① 規程等の整備
 - ② 審査・裁定委員会の体制等の整備

2. 事業スキームの整理・見直し

- (1) 各事業の現行スキームの検証
- (2) 事業スキームに係わる諸課題の整理
- (3) 新たな事業スキームの構築

3. 認可特定保険業実施に伴う事務・システムの対応

- (1) 共済システムの改修・開発
- (2) 事務帳票(申込書・払込書・請求書等)の全面改定

- (3) 事務フロー(事務・審査・支払・決済業務等)の整理・見直し

4. 事業推進活動の取り組み

- (1) 認可特定保険業移行に向けた周知・徹底
 - ① 全労済、全福センター等との連携
 - ② ホームページ・機関紙等の活用
- (2) 推進ツール等の作成
 - ① パンフレット、推進チラシなど
 - ② 各種事業マニュアル(事務・審査等)
- (3) 事業提案活動
 - ① 全労済・全労済ウィックとの連携
 - ② 全福センター・労働金庫協会との連携

5. 事業目標

団体建物火災共済および団体(法人)自動車共済の件数は、2011年度(2012年5月末)実績を維持確保することとし、慶弔(自治体提携用)共済の件数は1%の増加を目標とします。事業目標に基づく収入掛金目標は右記のとおりとします。

(注1) 目標件数は、2012年3月末実績を基に5月末を推測して算出していますので、年度実績(5月末)の確定した件数が、2012年度目標件数となります。

(注2) 収入掛金の純増数と純増率は、2012年3月末実績を基に5月末を推測して表示していますので、年度末実績(5月末)が確定するとその差額分が変更になります。

(単位：契約件数=件/収入掛金=千円)

		団体建物火災共済	団体自動車共済	慶弔共済	合計
契約件数	2012年3月末実績	3,854	3,370	581,170	588,394
	2012年5月末見込	3,849	3,353	585,409	592,611
	目 標	(3,849)	(3,353)	(591,263)	598,465 ^(注1)
	純 増	0	0	5,854	5,854
	純 増 率 (%)	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%
収入掛金	2012年3月末実績	113,588	97,254	1,279,883	1,490,725
	2012年5月末見込	144,490	110,871	1,538,381	1,793,742
	目 標	144,490	108,843	1,550,631	1,803,964 ^(注2)
	純 増	(0)	(-2,028)	(12,250)	10,222 ^(注2)
	純 増 率 (%)	(0.0%)	(-1.8%)	(-0.8%)	0.6% ^(注2)

V. 法人運営

1. 30周年記念事業の実施に向けた対応

2012年度は、「財団法人全国勤労者福祉振興協会(福振協)」と「全国労働者福祉・共済協会(旧全労済協会)」の統合時の存続法人である福振協の創立から30周年にあたるため、新法人への移行の節目として、講演会などの記念事業と記念冊子の作成を行います。

2. 適正な財務運営の取り組み強化

運用収入や掛金収入の実態を踏まえ、収支計画の作成を行います。

3. 事業の発展に向けた事務局機構の構築

シンクタンク事業の実施体制の一層の充実ならびに、認可特定保険業としての相互扶助事業実施のための全国的な対応を行える体制の構築に取り組みます。

4. 業務改善の取り組み

監督官庁の指導に基づく課題への対応を進めるとともに、認可特定保険業としての相互扶助事業実施のためのシステム基盤の改善や、各事業活動におけるより一層の費用対効果の向上に取り組み、さらなる業務改善に努めます。

5. 会計処理の強化

平成20年度公益法人会計基準に基づく会計処理について研究を進めながら実施します。また、新法人移行期の会計上の対応を行い、ファームバンキング(FB)や会計システムの連結など、共済事業会計の処理変更に伴う対応を進めます。

6. 賛助会員制度の研究

新法人移行後における賛助会員制度のあり方について、引き続き研究します。

第133回理事会および第35回評議員会報告

**第133回理事会・第35回評議員会について、下記のとおり開催いたしました。
協議を行ったすべての議案について、承認されました。**

(1) 第133回理事会

- 日 時 2012年5月22日(火)
- 場 所 全労済協会会議室
- 議 題
 - 第1号議案 業務報告承認の件
 - 第2号議案 2011年度補正予算(案)に関する件
 - 第3号議案 2012年度事業計画(案)に関する件
 - 第4号議案 2012年度収支予算書(案)に関する件
 - 第5号議案 定款の変更の案(素案)に関する件
 - 第6号議案 最初の評議員選定委員会委員の選任(委嘱)の件
 - 第7号議案 最初の評議員候補者の推薦に関する件
 - 第8号議案 評議員の選出(交代)に関する件
 - 第9号議案 その他

(2) 第35回評議員会

- 日 時 2012年5月22日(火)
- 場 所 小田急ホテルセンチュリーサザンタワー
- 議 題
 - 第1号議案 業務報告承認の件
 - 第2号議案 2011年度補正予算(案)に関する件
 - 第3号議案 2012年度事業計画(案)に関する件
 - 第4号議案 2012年度収支予算書(案)に関する件
 - 第5号議案 定款の変更の案(素案)に関する件
 - 第6号議案 最初の評議員選定委員会委員の選任(委嘱)の件
 - 第7号議案 最初の評議員候補者の推薦に関する件
 - 第8号議案 監事の選任(交代)に関する件
 - 第9号議案 その他

公募委託調査研究(2009年度採用)

〈地域社会の課題と展望〉

「社会的企業の社会的包摂機能の 戦略的社会基盤整備の制度化に関する日英比較研究」

明治大学経営学部教授 塚本一郎

当協会に対して、上記研究の成果報告がありましたのでその要約を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は「研究報告」誌として後日発行する予定です。

報告概要

1. 日英事例における共通する傾向

本研究では、労働統合型社会的企業(WISE: Work Integration Social Enterprise)の社会的包摂機能の発揮においては、多様な主体によって構成される官民協働(PPP)を通じた戦略的社会基盤の制度化が不可欠であるという仮説のもとで、日本における戦略的社会基盤の制度化をめぐる課題について明らかにすることが目的であった。

研究方法としては定性的方法を用い、日英比較の視点から、就労促進を通じた社会的包摂(労働統合)に官民の多様な主体と連携しながら取り組む、いわゆるWISE型の社会的企業を対象とした実証研究を実施した。イギリスの事例ではエデン・プロジェクトを、日本では主としてCS神戸と「育て上げ」ネットを対象とした。両国では、WISE型社会的企業をめぐる政治的・制度的文脈や経済的文脈が異なると考えられるので、単純な比較は困難である。

しかしながら、日英の3つの事例には、社会的包摂関連事業における志向性やアプローチという点でいくつかの共通点を見出すことができた。第1に社会的企業の仲介機能を活用した民間による労働市場介入という点、第2にハイブリッド型ネットワーク連携の構築という点、第3に現場での直接的な社会サービスの提供機能に加えて、中間支援組織的な仲介機能を発揮し、両者を両立させている点、そして、第4に社会的インパクト志向の高さが3つの事例の共通点である。

2. WISE型社会的企業の戦略的社会基盤の制度化をめぐる課題

(1) 中間労働市場の制度化

エデン・プロジェクトなどのイギリスの事例をみると、WISE型社会的企業が官民の多様な主体と連携しつつ、中間労働市場として社会的包摂機能を発揮しているこ

とがわかる。社会的企業がその社会的包摂機能を持続的・効果的に発揮していくための戦略的な社会基盤の構築において、中間労働市場というコンセプトはきわめて有効である。中間労働市場は、通常の労働市場から排除されやすい条件不利者に対して中間的な雇用の受け皿となり、有償による職業体験機会の提供と様々な就労支援サービスを組み合わせることにより、労働意欲や自信、職業的スキルやエンプロイアビリティを向上させ、最終的には労働市場への包摂をめざすものである。イギリスでは、エデン・プロジェクトに限らず、様々な事業分野の社会的企業がその専門性を活かし、中間労働市場として機能している。イギリスでは、WISE型社会的企業と公的部門、民間企業等との間で広範なネットワークが形成され、WISE型社会的企業が中間労働市場として位置づけられ、1つの社会的制度として社会的に認知されている。日本でも近年になって、政策形成サイドから、社会的企業の社会的包摂機能が注目されるようになった。しかしながら、イギリスの中間労働市場政策のような戦略的・包括的視点が欠けており、中間労働市場と通常の労働市場との相互補完関係には十分注意が払われていない点で限界がある。日本における中間労働市場の制度化は未だ発展途上にある。

(2) 中間労働市場への社会的投資と社会的便益の可視化

イギリスにおける中間労働市場の制度化は、前労働党政権による社会的包摂政策によるところが大きいのが、中間労働市場としての社会的企業が必ずしも政府の統制下に置かれているわけでも、過度に公的資金に依存しているわけでもない。確かに、政府による公的認知や一定の資金供給、公的就労支援機関等との連携を促進させた役割は大きい。しかしながら、中間労働市場としての社会的企業は現実には収益事業を柱に多様な資金源に依存するビジネスモデルを特徴としている。そのビジネスモデルを支えているのが、民間企業を含む官民

の多様な主体との連携であり、社会的企業家としての企業家精神である。ここで重要なのは、民間企業の制度化への関与が、公式には社会貢献的要素が強いとはいえ、実質的には「社会的投資」として実施されているという点である。

日本では、中間労働市場の社会的便益を享受する社会のステークホルダーがその費用も負担するという論理が社会的に受け入れられているとはいいいがたい。それが単なる一方的に費消される「費用」ではなく、「投資」として社会的リターンを生み出すものとしては認識されていないのである。中間労働市場への社会的投資という発想と戦略が、主要なステークホルダーに求められているといえる。

一方で、中間労働市場への社会的投資といっても、その投資効果が不透明ならば、民間企業を含む多様な主体が関与しての社会的投資は持続しないだろう。したがって、社会的投資に対する社会的リターンを計測し、可視化し、社会に対して説明しうるような評価手法が必要となる。本稿で扱ったSROI(Social Return On Investment) (社会的投資収益)という費用便益手法もその1つである。しかし、SROI自体はそれが開発されたアメリカにおいても、nef等によって応用・普及が図られたイギリスにおいても大きく普及しているとはいいいがたい。社会的投資効果をできる限り客観的で正確な基準・方法により可視化しうる評価手法の開発が求められているといえる。

研究報告誌を刊行しました

報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。

また、既刊の「公募委託研究シリーズ」もお申し込みを随時承っております。

●全労済協会ホームページ

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

▶「公募委託研究シリーズ」刊行一覧

No.	タイトル・研究者(敬称略、所属・役職は刊行当時)	刊行年月
22	「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望 ～企業福祉との役割分担～」 川上千佳(奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)	2012年 5月
21	「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」 石田祐 ((独)国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校一般科目・講師) 奥山尚子(大阪大学社会経済研究所特任助教)	2012年 1月
20	「保育サービスを中心とする子育て支援政策の国際比較行財政論 ～スウェーデン、イギリスの実態と日本の改革論議への示唆～」 高端正幸(新潟県立大学国際地域学部准教授) 伊集守直(横浜国立大学経済学部准教授) 佐藤滋 (東北学院大学経済学部講師)	2011年12月
19	「自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望」 玉里恵美子(高知大学准教授) 霜田博史 (高知大学准教授) 大槻知史 (高知大学准教授)	2011年12月
18	「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究 ～経営学・マーケティング・ケアの視点から～」 守屋貴司(立命館大学経営学部教授) 佐藤典司(立命館大学経営学部教授) 三浦正行(立命館大学スポーツ健康科学部教授)	2011年 7月
17	「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」 杉本貴志(関西大学商学部教授)	2011年 5月

協同組合テキスト 「協同組合を学ぶ」を出版

当協会が実施の「協同組合研究会」の明治大学教授 中川雄一郎氏・関西大学教授 杉本貴志氏編、全労済協会監修

本書は協同組合の歴史、理念、運動を体系的にわかりやすく解説したテキストです。協同組合の新人・中堅職員はもとより、経験豊かな役職員のみなさんもあらためて協同組合を考えるうえで、必読の書といえます。また、協同組合を学びたいという勤労者や学生にも、最適な入門書といえます。

〈おもな内容〉

- 第1章 協同組合運動の誕生と展開
- 第2章 協同組合のビジョンとアイデンティティの歴史
- 第3章 日本における協同組合の歴史と理念
- 第4章 日本の共済協同組合の歴史
- 第5章 世界の協同組合
- 第6章 これからの協同組合に求められること
- 資料編 年表 ICA加盟の状況 ICA原則



日本経済評論社 刊
定価(本体1,900円+税)
全国書店で販売中。ぜひ一読ください。
なお、直接日本経済評論への注文を承ります。
ご注文FAX番号 03-3265-2993

「いきいきまちづくり研究会」を発足

元気で魅力ある地域社会をめざして

1. 研究の目的

地域社会を取り巻く環境が厳しい中、地域社会が内包する諸課題を発掘・把握し、その課題解決の方策を模索して提示します。

とくに地域住民、勤労者、また今後、地域社会に帰属しようとする団塊の世代等の参画による、魅力ある地域社会形成の方策を検討し、研究成果については当協会のホームページなどで発信していきます。

2. 研究委員

- ・主査 岡崎昌之氏(法政大学現代福祉学部教授)
- ・委員 小林 元氏(JC総研 基礎研究部主任研究員)
坂本 誠氏(全国町村会 総務部調査室長)
佐久間康富氏(大阪市立大学大学院工学部都市学科助教)
保井美樹氏(法政大学現代福祉学部准教授)
全労済協会調査研究部

3. 研究期間

2012年5月～2013年9月

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月1日(金)～8月31日(金)	2012年度公募委託調査研究募集	
6月19日(火)～20日(水)	2012年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】	研修企画・コーディネーター養成講座 (場所:新宿マインズタワー15Fセミナールーム1 渋谷区代々木2-1-1)
7月20日(金)	第134回理事会	2011年度事業報告・決算報告 他
7月20日(金)	第36回評議員会	2011年度事業報告・決算報告 他

シリーズ慶弔（自治体提携用）共済 Q&A⑱

Q1 60歳で定年再雇用になり嘱託職員となりました。嘱託職員期間も、勤続祝金の通算年数の対象になりますか？

A1 事業所が捉える「従業員（社員）」に、嘱託職員を含む場合は、通算年数の対象となります。

Q2 傷病休業見舞金で、ドナー提供での休業は対象となるのでしょうか？

A2 ドナー提供については、あくまでも本人の治療目的ではなく、他人の治療のためにご自身の意思に基づいて行うものとしているため、傷害にも疾病にもあたらないことから対象外となります。
傷病休業見舞金については、傷病により休業した場合の保障としており、ご本人の傷害、疾病に関する治療を目的とした休業が対象となります。

Q3 共済金請求の際の証明書類として、『この会所定の様式による団体の代表者の証明をもって代えることができます』とあるが、どういう意味でしょうか？

A3 死亡診断書や戸籍謄本等の証明する書類が提出できない場合を想定して、契約団体（サービスセンター）の押印で可とするということです。
団体が確認するうえで、医師の診断書等は必要になると思われませんが、全労済協会としては『共済金請求書兼証明書』に団体印が押印されていれば、「団体が確認済み」と判断して共済金をお支払いします。

Q4 身寄りのない会員の死亡が発生しました。親・兄弟・子などの身寄りがないため、共済金受取人が存在しません。（存在するかもしれないが、搜索するにはかなりの時間がかかると思われます。）この場合、共済金は支払われるのでしょうか？

A4 共済金受取人が全く存在しない場合は、共済金は支払われません。
ただし、他人または共済金受取資格のない親族によって葬儀が行われた場合は、規定に基づき葬儀費用として葬儀執行者に支払われます。

訂正とお詫び

前64号4ページ「シリーズ ユニカー（団体（法人）自動車共済）Q&A⑬」のQ4について、誤解を招く表現がありましたので、訂正しお詫びいたします。

(正) Q4 ユニカー加入の自動車に搭乗中、事故で大怪我をし、多額の治療費がかかってしまいました。相手側は自賠償保険しか加入しておらず、無職なので賠償能力もありません。この場合、どのようなのでしょうか？

(正) A4 事故相手が加入している自賠償保険の限度額までしか補償金は支払われないことになります。ただし、ユニカーには無共済等自動車傷害が付帯されていますので、被共済自動車に搭乗中の事故であれば、相手側を無共済自動車とみなして、後遺障害や死亡の場合には補償を受けることができます。

2012年度公募委託調査研究の募集のお知らせ

募集テーマは「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」

全労済協会では、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2005年度から委託調査研究を公募しています。

2012年度の公募委託調査研究は、6月1日(金)から8月31日(金)までの期間、募集いたします。

趣旨と概要は下記のとおりです。ご応募をお待ちしております。

詳細な「公募委託調査研究募集要項」は、当協会のホームページに掲載しております。また、「公募研究申請書」はホームページ上で応募エントリーのうえ、ダウンロードができます。

●全労済協会ホームページ <http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>

2012年度公募委託調査研究の趣旨と概要など

●研究募集の趣旨

勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上とその発展に寄与することを目的に、調査研究を広く募集します。

●研究募集の概要

①募集研究のテーマ

- 勤労者の福祉・生活実態に関するテーマの調査・研究を募集します。
- 上記の中でも特に募集するテーマは「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」です。

②公募委託調査研究費の総額等

2012年度募集の委託調査研究費の総額は1,800万円とし、数件の研究の採用を予定します。

「①応用・先進的研究」や、「②主に若手新進研究者を対象とした研究機会の提供」の2つの観点で採用を予定します。

③募集期間(応募書類受付期間)

2012年6月1日(金)～8月31日(金)午後5時必着

④応募審査から成果公表までの予定

- 応募審査：2012年9月～10月
- 採否通知：2012年10月～11月
- 契約締結：2012年12月～2013年1月
- 研究期間：原則として2013年1月までに研究を

開始し、最長で2014年4月末までに研究を終え、報告書を提出。

- 研究成果公表：研究期間終了時、当協会への最終研究成果提出。以後、当協会への報告、広報誌への要旨掲載、報告誌の刊行等。

●応募資格

研究は研究者が1人で行う個人研究でも、複数の研究者による共同研究のどちらでも可能です。

研究者は主たる研究拠点が日本国内にある方で、下記のいずれかに該当し、日本語での申請書・報告書の作成と報告、および当協会からの問い合わせに責任をもって対応できる方とします。

- 学校教育法に基づく大学及び同附属研究機関に所属する研究者
- 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む)に所属する研究者
- 大学院博士課程在籍者

なお、共同研究の場合は、研究者の中から上記の資格を満たす代表研究者を1名決めていただきます。

代表研究者は、当協会との連絡窓口として責任を持ち、研究計画の遂行および研究成果の取りまとめ、研究進捗および最終成果の報告など、研究全体を統括する研究者です。

当該研究以外の事由による長期間の海外出張等で、代表研究者の責任を果たせなくなることが見込まれる方は、代表研究者となることを避けてください。

(参考)過去の研究募集テーマと採用研究

2011年度…募集テーマ「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」

- 「関東大震災復興における賀川豊彦とその協働者の取組に見る地域形成の視座の検討」
- 「放射能公害に伴う避難生活における紐帯の維持・再生に関する研究～福島県飯館村住民を事例として～」
- 「分権型福祉国家の確立に向けて一地域共同体・福祉の構築」
- 「職場の絆と企業人の意識転換による生活習慣改善とうつ病発症予防の試み」

- 「協同社会運動の主体形成を促す史的視野の研究：新たな協同社会運動史教育を目指して」
- 「再生可能エネルギーと地域社会における絆づくりに関する比較研究」
- 「東日本大震災下の中小企業の再生と雇用創出一広い社会的支援と阪神淡路大震災との比較の視点から一」
- 「住民自治を基盤とする地域医療システムと自治体病院の再編」
- 「社会的企業による職縁の再構築機能：「絆」組織における“Co-Production”と“Relational Skills”」

全労済協会だより vol.65 2012年6月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>